

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月19日
【会社名】	イオンフィナンシャルサービス株式会社
【英訳名】	AEON Financial Service Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 深山 友晴
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 大島 一将
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 深山 友晴及び執行役員 大島 一将は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、連結ベースでの財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社27社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

なお清算中の子会社や特別目的事業の子会社、また設立後間もない子会社7社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。一方で、ベトナムのファイナンス会社であるAEON Consumer Finance Company Limited（以下、ACF）については、全社的な内部統制についての評価のみならず、質的重要性に鑑み対象範囲を拡大し、決算・財務報告プロセスについても評価を行っております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業グループ全体の収益力を示す指標として営業収益が適切であることから、連結会社間取引消去後の営業収益を評価範囲選定の指標としています。また現時点で営業収益は少ないものの、将来の成長性等を考慮し評価範囲とすべき会社を幅広く選定するため、前連結会計年度の総資産（連結会社間取引消去前）が連結合計残高の3%以上という指標を併せて採用しています。なお、4「付記事項」に記載のとおり、前事業年度末における開示すべき重要な不備について合理的な期間内に是正されていること等を踏まえ、当事業年度末における全社的な内部統制は有効であると判断しました。そのため、重要な事業拠点を前連結会計年度の営業収益（連結会社間取引消去後）の金額の高い拠点から合算していき、前連結会計年度の営業収益（連結会社間取引消去後）のおおむね3分の2に達する会社、もしくは定性的な評価項目として当社内において財務報告に与える影響の発生可能性を考慮し、上場会社と買収や事業統合等による財務報告への影響が大きい会社を「重要な事業拠点」といたしました。なお、上記の業務プロセスの選定基準の変更による評価範囲の変更はありません。

選定した重要な事業拠点において当社は主として金融サービスを提供する事業活動を行っているため、金融サービスの提供・債権の回収による「営業収益」、「割賦売掛金」、「営業貸付金」、「銀行業における貸出金」、「銀行業における有価証券」、事業の運営や拡大、設備投資等を目的とした資金調達による「買掛金」や「銀行業における預金」及び「借入金」等を企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として業務プロセスを評価の対象といたしましたが、こちらについても過年度の評価対象から変更はありません。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、貸倒引当金の評価、のれんや株式の評価等を評価対象に選定しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

前事業年度に係る訂正内部統制報告書に記載したとおり、当社はACFの持分譲受に際し、以下のように全社的な内部統制（リスク評価）及び決算・財務報告プロセスに関連する整備及び運用の開示すべき重要な不備を識別しておりません。

- ・当社は、「子会社・関連会社管理規則」にて新規企業買収時に内部管理態勢が十分に機能していることを確認する旨を規定し運用しておりますが、海外新規企業買収に対するリスク認識が不十分であったため、内部管理態勢に関する必要な情報を十分に入手することができておりませんでした。

- ・当社は、「連結決算業務記述書」等において連結財務諸表作成にあたっての子会社等の情報収集に関して規定し運用しておりますが、新規企業買収時の企業結合（取得）における具体的な手続きが明示されていなかったために、PMI（Post Merger Integration、連結後の経営・業務・システムや組織等の企業風土を含めた経営統合プロセス）の過程で入手した情報に対して国・地域等の特性を踏まえた分析・精査が不十分となった結果、買収企業の新規連結時の決算にあたっての正しい会計処理等の検討ができておりませんでした。

この開示すべき重要な不備に起因して、貸倒引当金の過少計上、「のれん」を含む関連する会計処理の訂正という誤謬が生じました。

当社は上記の全社的な内部統制（リスク評価）及び決算・財務報告プロセスに関連する整備及び運用の開示すべき重要な不備に対し、以下の再発防止策を策定及び実行することにより、過年度の開示すべき重要な不備は是正され、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

なお、当該不備に対する再発防止策を踏まえた是正状況については内部監査部門が評価し、当社の取締役会に報告しました。

	再発防止策	開示すべき重要な不備に対して講じた是正措置（再発防止策）の概要及びその是正状況	対応する開示すべき重要な不備
	海外新規企業取得時におけるリスク評価体制の見直しによる内部統制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「子会社・関連会社管理規則」の下位規程として、「M&A等管理規程」及びチェックリストを制定し、海外含むM&A全般、新規設立、売却について推進体制、リスク評価体制、プロセス等をより明確化しました。 ・海外M&Aのようなリスクが多岐にわたる案件については、関係部署と役割を明確化し連携して案件を推進する体制を強化しました。 具体的には、以下の体制を構築しました。 案件の検討段階で、財務状況、事業シナジー、リスク、ESG要素等を基準とした初期評価を実施し経営会議に報告しました。 次に、財務、法務、税務、人事、IT、コンプライアンス、国・地域の特性（カントリーリスク、商慣習）等について、案件提案部門と関係する専門部門が協働したプロジェクトチームにてデューデリジェンスを実施しました。 また、デューデリジェンス結果を踏まえて所定の評価項目に従いリスク評価を実施し、内部統制推進委員会にて審議した上で、取締役会へ付議しています。 さらに、プロジェクトチームが関係各部より意見・情報を募り、課題や進捗情報を纏めて、経営会議・取締役会に適時・定期的に報告することで、より全社的・総合的な観点で、タイムリーに組織的に検討・対応を行っております。 ・執行メンバーに対し、コーポレート・ガバナンス、各種法令、財務会計、リスクマネジメント、倫理等、最新の事例やリスクポイントを加えた研修に刷新した教育を継続実施しました。 外部から講師を招いた専門研修や専門性の高いトレーニングの強化により、現執行メンバーが複雑化・高度化するリスクを改めて確認するとともに、最新の事例から学ぶべき点を再認識しています。また、次世代経営人材にも同様の教育を開始しました。 上記の内部統制が整備された結果、健全・的確な経営判断を行うための議論が組織全体で行われ、リスクが多岐にわたる案件に係るリスク評価を適時・的確に実施できるようになり、当該内部統制の運用が有効に機能することで、全社的な内部統制（リスク評価）に対する不備が是正されたと評価しました。 	全社的な内部統制（リスク評価）

再発防止策	開示すべき重要な不備に対して講じた是正措置 (再発防止策)の概要及びその是正状況	対応する開示すべき重要な不備
新規企業買収時の決算・財務報告に係るプロセスの整備及び運用の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業買収における新規連結取込みに関する業務記述書」を制定し、新規企業買収時の企業結合（取得）における具体的な手続を明確化しました。 ・新規企業買収時、海外案件については国・地域の商慣習や会計基準を含む、決算処理に必要な情報を適時に不足なく収集できるよう、財務経理部門が企業買収関係部門や海外子会社を管理する部門等と情報共有を密にする仕組みを構築しました。 <p>具体的には、経理部門とプロジェクトチーム・関係部門がM&A等事案について、スケジュールや財務諸表に対する影響等を考慮した論点等を事前協議しフォローアップすることで、未経験かつ複雑な海外M&A等案件についても計画的かつ確実な財務会計上の対応が適時かつ的確に遂行される体制となりました。</p> <p>上記の内部統制が整備された結果、新規企業買収時の決算処理に必要な情報が経理部門に適時に共有され適切な財務諸表の作成が行われるようになり、当該内部統制の運用が有効に機能することで、決算・財務報告に係るプロセスに対する不備が是正されたと評価しました。</p>	決算・財務報告プロセス
上記及びの検証・レビュー実施による牽制機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・上記及びの実効性担保のため、取引完了後及びPMI開始後、内部監査部門による監査の実施をルール化しました。 <p>業務執行部門や管理部門とは独立した内部監査部門が、事後検証・レビューのみならず、案件の進行に合わせて適宜、必要に応じて業務執行部門の業務の検証・レビューを実施することにより牽制機能を強化し、上記及びの再発防止策が着実に遂行されているか客観的かつ適時にチェックできる体制となりました。</p> <p>上記の内部統制が整備された結果、海外新規企業取得時におけるリスク評価や新規企業買収時の決算・財務報告プロセスの牽制機能が強化されることで実効性が担保され、当該内部統制の運用が有効に機能することで、全社的な内部統制（リスク評価）及び決算・財務報告に係るプロセスに対する不備が是正されたと評価しました。</p>	全社的な内部統制（リスク評価） 決算・財務報告プロセス

上記の再発防止策と併せて、機構改革や人事異動による組織体制の見直しを行うとともに、再発防止策の実効性を高めるために、以下の追加施策の運用を当事業年度から開始しております。これらの施策は、事業成長の持続性や組織の強靭性を確保し、国内外での競争力をさらに高め、当社グループのさらなる発展に資するものであり、経営陣の強いリーダーシップのもと、組織全体が一丸となって、継続的に実効的かつ最良のコーポレート・ガバナンスの実現に取り組んでまいります。

追加施策	対応領域		
	統制環境	リスク評価	情報と伝達
環境変化に応じた機構改革及び人事異動の実施による経営管理体制の強化	○		
執行役員制度の見直しや次世代経営人材開発プログラムの運用による人材戦略の活性化	○		
子会社管理を含む管理部門機能の増強及び役割の明確化	○	○	○
企業価値向上に向けた投資家目線での社内プロセスの明確化			○
社外取締役及び監査役への適時適切な情報連携と緊密かつ建設的な協議を通じた実効性ある取締役会の運営	○	○	○

5【特記事項】

特記すべき事項はございません。